

令和5年6月1日

保護者様

愛知県立豊田南高等学校長

出席停止の取り扱いについて

生徒が学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき出席停止になります。医療機関にて診断を受けた場合には、速やかに学校までお知らせください。

なお、登校を再開する場合には、医師の登校許可を受け、「登校許可証明書」を提出してください。

※ 「登校許可証明書」は本校ホームページからダウンロードできます。医師の指示に従い保護者が記入の上、医療機関で発行された「領収書等」を添付して担任へご提出ください。「領収書等」については、確認を終えたら返却いたします。

◎学校感染症

<参考> 感染症の種類と出席停止期間

	病名	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎 菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※ご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

担当 豊田南高校 保健室

電話 (0565) 53-1011